

奈良県生活環境保全条例施行規則における排水基準の改正

1 経緯

- 水質汚濁防止法に基づく排水基準（全 28 項目）については、いずれかの項目が数年に一度改正されている。
- 奈良県生活環境保全条例に基づく排水基準については、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正の都度改正できていなかったが、今般、最新の排水基準に見直すもの。

2 概要

- 奈良県生活環境保全条例に基づく排水基準について、水質汚濁防止法の排水基準に整合するよう、改正を行う。
- 奈良県生活環境保全条例における排水基準の見直しは、表に示すとおり。

表 排水基準の見直し

項目	奈良県生活環境保全条例 排水基準 許容限度		水質汚濁防止法 排水基準 許容限度		(単位)
	改正前	改正後			
カドミウム及びその化合物	0.1	0.03	0.03		mg/L
六価クロム化合物	0.5	0.2	0.2		mg/L
トリクロロエチレン	0.3	0.1	0.1		mg/L
1・1-ジクロロエチレン	0.2	1	1		mg/L

3 上記各物質の改正経緯

カドミウム

- ・平成 23 年 10 月、環境基準値が $0.01 \text{ mg/L} \rightarrow 0.003 \text{ mg/L}$ に改正
- ・平成 26 年 12 月、水質汚濁防止法に基づく排水基準が $0.1 \text{ mg/L} \rightarrow 0.03 \text{ mg/L}$ に改正

六価クロム

- ・令和 4 年 4 月、環境基準値が $0.05 \text{ mg/L} \rightarrow 0.02 \text{ mg/L}$ に改正
- ・令和 6 年 4 月、水質汚濁防止法に基づく排水基準が $0.5 \text{ mg/L} \rightarrow 0.2 \text{ mg/L}$ に改正

トリクロロエチレン

- ・平成 26 年 11 月、環境基準値が $0.03 \text{ mg/L} \rightarrow 0.01 \text{ mg/L}$ に改正
- ・平成 27 年 10 月、水質汚濁防止法に基づく排水基準が $0.3 \text{ mg/L} \rightarrow 0.1 \text{ mg/L}$ に改正

1・1-ジクロロエチレン

- ・平成 21 年 11 月、環境基準値が $0.02 \text{ mg/L} \rightarrow 0.1 \text{ mg/L}$ に改正
- ・平成 23 年 11 月、水質汚濁防止法に基づく排水基準が $0.2 \text{ mg/L} \rightarrow 1 \text{ mg/L}$ に改正

4 有害物質に係る排水基準の適用事業場

○水質汚濁防止法上の排水基準は、水質汚濁防止法施行令で定める特定事業場に対して適用される。

○奈良県生活環境保全条例上の排水基準は、生活環境保全条例施行規則で定める届出事業場に対して適用される（特定事業場を除く）。

【参考】

◆生活環境保全条例で定める届出事業場

別表第2 汚水等排出施設（第5条関係）

- 1 ひろく一般の用に供する施設（次項及び第3項に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの
 - (1) 廃ガス洗浄施設
 - (2) 湿式集じん施設
- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。）に設置される施設であって次に掲げるもの
 - (1) レントゲン自動現像装置
 - (2) 臨床検査室
 - (3) 自動洗びん施設
- 3 家畜飼養業の用に供する畜舎であって飼養規模が豚（生後5月未満のものを除く。）の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの

備考 この表に掲げる施設は、次に掲げる施設を除く。

- (1) 水質汚濁防止法の特定事業場
- (2) 下水道に排出水を排出する施設

◆有害物質に係る排水基準が適用される県内の届出事業場数（令和7年12月時点）

対象特定施設	生活環境保全条例 届出事業場	届出に有害物質を記載 している事業場
1 ひろく一般の用に供する施設	31	0
2 医療法に規定する病院に設置 される施設	6	0
3 家畜飼養業の用に供する畜舎	91	0

5 排水基準の適用開始日

令和8年4月1日とする。